

医師確保対策の推進について

北海道・北東北地域の医師数は、全国平均に比して大幅に少ない状況にあることに加え、医師の地域による偏在や小児科、産婦人科等の特定の分野における医師不足、さらには地域住民のニーズに対応し、へき地医療や高度・特殊・先駆的医療等を担っている自治体病院に勤める病院勤務医の過重労働など、地域医療の確保に向けて、喫緊に対応すべき課題が山積している。

こうした中、国においては、平成18年8月に策定した「新医師確保総合対策」等に基づき、医師確保に関する種々の施策を講じているところであり、平成19年5月31日には、政府・与党による「緊急医師確保対策について」が打ち出され、さらには今年6月27日の閣議決定（経済財政改革の基本方針2008）において、これまでの医学部定員の削減方針（平成9年閣議決定）が転換されたところである。

これらを踏まえ、地域医療の確保に当たっては、国の責務としてより実効性のある具体的な対策に早急に取り組むとともに、医師不足の根本的な解消を図るよう、強く求めるものである。

- 1 地域の医師不足を解消するため、今年6月27日の閣議決定（経済財政改革の基本方針2008）により、平成9年に閣議決定された医学部定員の削減方針が転換され、「早急に過去最大程度まで増員するとともに、さらに今後の必要な医師養成について検討する」という基本方針が打ち出されたが、恒常的に地域や診療科における医師の需給を客観的に評価し、地域において必要な医師数を確保できるよう、実効性のある具体策を講じること。
- 2 医師不足が特に深刻な小児科・産科・麻酔科・精神科等特定診療科の医師を養成・確保するため、実効性のある対策を早急に講じること。また、産科医療補償制度について早期に制度を創設するとともに、他の診療科への拡大についても検討すること。
- 3 国が実施する緊急臨時的医師派遣について、地域の実情を踏まえ、派遣期間や費用負担を見直すなど、実効性のある運用を図ること。
- 4 大学医学部における養成数増に伴う施設整備等や指導教員の増加に対する支援措置を講じるとともに、各対策の終了後も、地域において必要な医師を養成する観点から、大学医学部の定員確保について必要な措置を講じること。

- 5 医学部入学定員増に係る修学資金制度について、道県に対する財政措置を拡充するとともに、道県が実施している医師確保への取組への財政的な支援を強化すること。
- 6 卒後臨床研修制度の導入による影響をさらに検証したうえで、へき地医療や医師不足地域に配慮し、臨床研修病院の定員や研修のあり方など、都市部への研修医の集中が確実に是正されるよう、制度の見直しをより一層推進すること。
- 7 病院・診療所の管理者となる要件にへき地医療や周産期医療等への従事経験を付加するなど、地域において特に必要性の高い分野における勤務の義務化に向けた方策を実施すること。
- 8 病院勤務医の離職防止を図り地域の医療を確保するため、病院に重点的に配分された平成20年度診療報酬改定の効果を検証し、更なる病院勤務医の勤務環境改善に反映すること。
- 9 自治体病院勤務医の負担軽減を図るため、医師以外のコメディカルによる実施可能な医療行為の業務範囲の明確化について検討を進めること。
- 10 女性医師の就業実態に合わせた就業環境整備の促進を支援するなど地域における医師確保に実効性のある対策を拡充すること。
- 11 即効性のある医師確保対策として、日本の医師と同等の医療技術をもった外国人医師を医師不足地域で活用できるよう、構造改革特区の創設や規制緩和を検討、実施すること。

平成20年8月29日

北海道知事	高橋はるみ
青森県知事	三村 申吾
岩手県知事	達増 拓也
秋田県知事	寺田 典城